

山鹿市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 9 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第 2 2 号

山鹿市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

山鹿市予防接種事故災害補償規則（平成 1 7 年山鹿市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号ア及びイ(ア)中「4, 8 0 0 万円」を「4, 9 5 0 万円」に改め、同号イ(イ)中「3, 1 9 6 万円」を「3, 2 9 6 万円」に改め、同号イ(ウ)中「2, 4 3 9 万 9, 0 0 0 円」を「2, 5 1 6 万 3, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条第 1 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和 8 年 4 月 1 日前に発見された予防接種による事故に係る災害補償については、なお従前の例による。